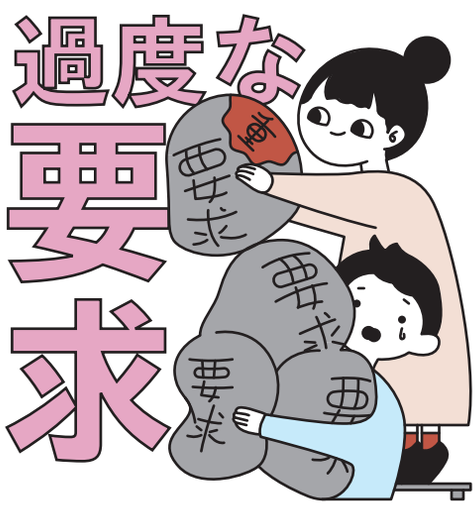
STOP カスタマーハラスメント

customer harassment＝顧客が企業に対して理不尽なクレーム・言動をすること







カスタマーハラスメントに該当する行為の例

厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より

- 身体的な攻撃(暴行、傷害)
- 精神的な攻撃
 （脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- 職員個人への攻撃、要求
- 継続的な、執拗な言動
- 威圧的な態度
- 拘束的な行動
- 差別的な言動
- 性的な言動
- 土下座の要求

このような行為は通常の業務の支障となり、他の市民の皆様への対応に影響を与え、サービスの低下を招くことになります。そのため対応を打ち切らせていただいたり、退去を求めたりする場合があります。



市民の皆様にとってより良いサービスの提供を目指して、これからも丁寧で適切な対応に努めていきます。
市のカスタマーハラスメントに対する取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

伊予市